公 表 第 14 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年9月3日

久留米市監査委員田 中 俊 博久留米市監査委員城 旁 二久留米市監査委員秋 吉 政 敏久留米市監査委員塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度: 平成26年度

部局名: 都市建設部

| 指摘事項等 | | | 指摘事項等 | 措置状況 |
|-------|------|------------|---|---|
| 指摘事項 | | 公印管理 事務 | 公印管守者の使用承認を受けないまま、 職務の任免や業務委託に係る文書に市長 印を使用しているものがある。また、そ れらの中には、使用目的が特定された市 長印を、該当しない文書に用いているも のがある。 | 規定に基づき、使用承認を確実に行うととも に、使用目的が特定された公印の使用範囲を 確認するなど、適正な事務処理に努めており ます。 |
| 指摘事項 | 事務監査 | 文書事務 | 職務の任免、附属機関の会議の招集及び 出張の復命に係る文書において、決裁区 分を誤っているため、正当な決裁権者に よる決裁が未了となっているものがあ る。 | 規定に基づき、正当な決裁権者による決裁を行うなど、適正な事務に努めております。 |
| 指摘事項 | | 現金取扱 事務 | 歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日までに金融機関に払い込まなければならないとされているが、特段の理由なく、遅れて払い込んでいるものがある。 | 歳入の収納にあたっては、収納の翌日までには、金融機関への払い込みを完了させるなど、適正な事務処理に努めております。 |
| 指摘事項 | 務監査 | 現金取扱 事務 | 規定上、出納員用と会計職員用とが区別 されている市税外現金領収簿を、出納員 が、その区別を意識せず、誤って使用し ているものが多数ある。 | 市税外現金領収簿を使用する際には、各出納 員が、十分確認した上で、出納員専用の領収 簿を使用するなど、適正な事務処理に努めて おります。 |
| 指摘事項 | 財務監査 | | 優良建築物の整備に係る補助金等交付事務において、負担行為決定書を起票しただけで、その後、数か月にわたって決裁行為がなされていないものがある。 | 起票した負担行為について、決裁を速やかに 行うなど、適正な事務処理に努めております。 |